

V 參考資料

1 耐力度調査の経緯

耐力度調査の経緯について

公立学校建物の危険建物改築は、従来は木造建物のみを補助対象としていたが、昭和 58 年度から鉄筋コンクリート造建物、鉄骨造建物についても危険建物改築の補助対象とすることとした。さらに昭和 60 年度には補強コンクリートブロック造建物の耐力度調査票について作成、また、平成 5 年度には、「専門家の鑑定による方法」を定め、「構造上危険な状態にある建物」として危険建物改築事業の補助対象とできることとした。

さらに、平成 8 年度に耐力度簡略調査票を作成し、平成 9 年度からこれにより調査できることとした。

その後、平成 13 年度には鉄筋コンクリート造建物、鉄骨造建物の耐力度調査測定法および耐力度簡略調査法について全面的な見直しが行われた。

昭和 29 年度	木造建物（校舎・寄宿舎，屋内運動場）の耐力度調査票を作成し，危険建物改築事業の対象。
昭和 58 年度	鉄筋コンクリート造建物，鉄骨造建物について耐力度調査票を作成し，危険建物改築事業の対象とした。
昭和 60 年度	補強コンクリートブロック造建物について耐力度調査票を作成。
平成 5 年度	「鑑定による耐力度調査票」を作成し，以上の調査法を用いるのが適当でない特別な建物についても危険建物改築事業の対象とした。
平成 8 年度	平成 6，7 年度に日本建築学会に調査研究を委嘱し，耐力度簡略調査票を作成し，平成 9 年度から明らかに耐力度点数が低いと見込まれるものに対し，これを適用できることとした。
平成 11 年度	大蔵省令「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」による建物の耐用年数が改定されたことから，耐力度調査・耐力度簡略調査の経過年数算定式等の関連部分を改定した。（RC 造，S 造，CB 造）
平成 13 年度	鉄筋コンクリート造建物，鉄骨造建物について耐力度調査・耐力度簡略調査を全面的に見直し，改定した。

